

ネパール国際平和協力業務の実施の状況

平成22年3月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
(平成4年法律第79号) 第7条の規定に基づき、国会に報告する
ものである。

ネパール国際平和協力業務の実施の状況

1 経緯

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、2007年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、2007年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

制憲議会選挙は、当初、2007年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期され、2008年4月10日に実施された。

制憲議会選挙終了後、王制が廃止され連邦民主共和制に移行するなどネパールの和平プロセスは一定の進展を見せているものの、国軍とマオイスト兵との統合問題等課題が残されている。2008年10月28日、統合

問題に関する特別委員会を設置することが決定されたものの、同委員会の構成等について政党間の合意がなされず、同委員会の開催が大幅に遅れた。昨年1月16日、ようやく同委員会の第1回会合が開催され、6か月以内の統合・復帰完了を目指したワークプランを作成すること等が決定された。同年5月、国軍参謀長の去就を巡る対立の結果、政権が交代し、新首相の下、同年7月17日からマオイストの非認証兵士の除隊プロセスを開始する旨の発表がなされた。以後、大きな動きはなかったが、同年12月にマオイストが議会運営の妨害を停止し、本年1月には、マオイストを含む主要政党の幹部が和平プロセスに関する協議を行うための枠組みが構築され、また、非認証兵士の除隊作業が同年2月8日までの完了を目指して開始された。さらに同年1月、昨年5月の政権交代以降事実上活動が中断していた統合問題に関する特別委員会が再開された。

こうした情勢を踏まえ、UNMINの活動期間も逐次延長され、本年1月、国際連合安全保障理事会において、武器及び兵士の管理の監視等に関する任務につき、UNMINの活動期間を同年5月15日まで延長することが決定されたところである。

我が国に対しては、軍事監視分野における要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMINについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者

及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成19年3月27日、「ネパール国際平和協力業務の実施について」及び「ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成19年政令第106号）」の閣議決定を行い、同月30日にネパール国際平和協力隊を設置した。その後、UNMGINの活動期間の延長を受け、ネパール国際平和協力隊の派遣期間も当初平成20年3月31日までとなっていたものを平成22年3月31日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、軍事監視分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNMGINに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

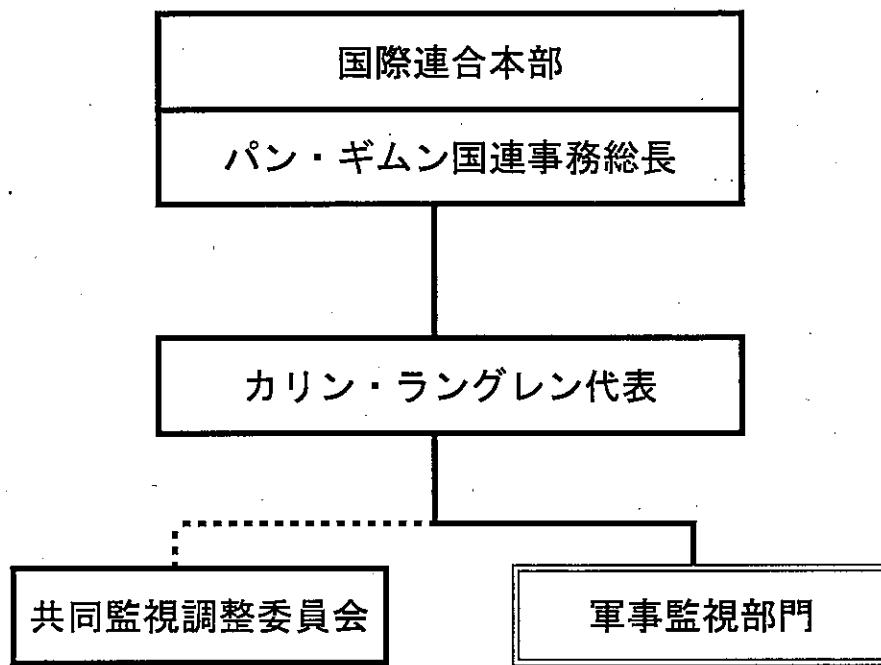
2 ネパール国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

（1）軍事監視業務の概要

UNMGIN軍事監視部門（以下「軍事監視部門」という。）は、2008年5月まで、ネパールの首都カトマンズを中心に5つのセクターで構成されていたが、同年6月に3つのセクターに統合され、さらに同年7月、セクター制が廃止され、本年1月末現在、カトマンズを拠点に約70名の要員が活動している。軍事監視部門は、マオイストの武器及び兵士の登録作業を行い、続けて、登録された兵士の認証作業を行った。その結果、登録された武器は、約3,500点、認証された兵士は、約20,000名であった。

(参考 1)

U N M I N の 概 要



(注) 二重線は、我が国要員が配置された部門

(参考2)

